

都薬保発第 13 号
令和 2 年 10 月 16 日

地区薬剤師会 医療保険担当役員様

公益社団法人 東京都薬剤師会
医療保険担当副会長 山田純一

処方箋 FAX サービスへの対応について(情報提供)

平素は本会会務の遂行に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このほど、当会会員から、処方箋 FAX 送信システム設置済みの病院からの処方箋 FAX による応需のため、登録を促す内容の「お知らせ FAX」が来ているとの情報提供がありました。

これは、業者が営利目的で実施した処方箋 FAX サービスであり、病院からの依頼はなく、登録しなくてはならないものではありません。

内容から、いわゆる 0410 対応のため、病院から患者希望の薬局へ処方箋を FAX するためのもので、導入された病院の担当が、法制度を熟慮せず業務上の利便性のみを考慮しての採用と推定できます。当会では、三井記念病院、明理会中央総合病院、花輪病院を対象として業者から発出された案内文書を把握しておりますが、他にも採用病院があると考えられます。同様の情報がありましたら都薬までお知らせいただければ幸いです。

当該業者のワンタッチ送信のサービスは、病院側は通信料のみを負担し、受け取る薬局が登録することで薬局側に手数料等の料金を負担させるシステムとなっております。薬局が料金を負担している旨を病院側に十分に説明しているとは言えず、医事課だけではなく個別に診療科にあたっているケースもあり、薬剤部が状況を把握していない場合も多いようです。

当該業者のシステムは、病院がワンタッチで送信するために薬局を登録し、簡易送信のメリットを謳っておりますが、すべての薬局の情報が提示されているわけではなく、「処方箋受け入れ準備体制整備のためのファクシミリの利用について（平成元年 11 月 15 日 薬企発第 48 号・保険発第 107 号）」に明らかに反する特定薬局への誘導行為と考えます。会員の皆さまにおかれては、この点を十分理解され、対応されますようご周知のほどよろしくお願いいたします。

以上